

16 第34条の3【基準の特例】

第34条の3 この章（第30条、第31条の7及び第32条を除く。以下同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長（消防署長）が、その品名および数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

本条の規定により、予期しない貯蔵及び取扱状況、特殊な設備の開発等に対応できることとなる。

特例基準の適用については、消防長（消防署長）の決定により行うことが可能であるが、特例基準の適用の前提として具体的な環境条件、代替措置等が存することが必要であり、統一的、客観的な運用に留意する必要がある。

例えば、第31条の5に規定する地下タンクの構造においては、危政令第13条第2項に定める二重殻タンクの構造が挙げられていないが、当該タンクは、危険物の漏れを常時検知することができる措置を講じた特殊なタンクであるため、地下タンクの構造と同等以上とみなし、本条を適用することが可能である。